# 平成29年度　第3四半期　指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：九州電力（株）川内原子力発電所

作成責任者：統括原子力運転検査官　川ノ上　浩文

| 番号 | 指摘日 | 事務所<br>担当者 | 事業者<br>対応者 | 指摘（要旨） | 事業者<br>回答日 | 事業者の処置状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 平成29年11月17日 | 川ノ上<br>森園<br>小林<br>佐々木<br>米丸 | 原子力訓練センター所長 | 【現場シーケンス訓練Ⅰ（全交流動力電源喪失）】<br>海水ストレーナ上蓋取替え作業（モックアップ）において、海水ストレーナのフランジ面のボルト・ナットを何度か落とし、その度にボルト・ナットを拾い作業を進めていたが、実際の現場は床面（グレーチング）と海水ストレーナとの間に隙間があり、落としたボルト・ナットがその隙間から抜け落ちてしまうことも考えられることから、ボルト・ナットを落とさないように注意して作業を行う必要があることを気付き事項として指摘した。 | 平成29年11月22日 | 【事業者の見解】<br>今後、訓練関係者に対して実際の現場を意識してボルト・ナットの取り扱いに注意して作業するよう周知するとともに、「移動式大容量ポンプ車による海水通水手順書」を改正し、ボルト・ナットを落とさないよう注意して作業することを追記する。 |
| | | | | | 平成30年9月28日 | 【改善措置状況の確認】<br>訓練関係者に対して実際の現場を意識してボルト・ナットの取り扱いに注意して作業するよう平成30年9月から実施している成立性確認訓練のオリエンテーションにおいて周知していること及び「移動式大容量ポンプ車による海水通水手順書」を平成30年3月8日に改正し、ボルト・ナットを落とさないよう注意して作業することを追記したことを確認した。 |
| 2 | 平成29年11月29日 | 森園<br>小林<br>佐々木<br>米丸 | 原子力訓練センター所長 | 【現場シーケンス訓練Ⅱ（雰囲気圧力・温度による静的負荷）】<br>復水タンクの仮設水位計取付け作業において、仮設水位計（透明ホース）に水位確認用の浮玉が入っていない状態で作業を終了していたことを気付き事項として指摘した。 | 平成29年12月5日 | 【事業者の見解】<br>今後、訓練関係者に対して仮設水位計に浮玉が入っていることの確認を確実に行うよう周知するとともに、「中間受槽から1号（2号）復水タンクへの給水手順書」を改正し、作業実施者が、仮設水位計に浮玉が入っていることを作業終了前に確認することを追記する。<br>また、仮設水位計を運搬する際、仮設水位計の中に入っている浮玉が抜け出ないようにホースの先端部を改造する。 |
| | | | | | 平成30年9月28日 | 【改善措置状況の確認】<br>訓練関係者に対して仮設水位計に浮玉が入っていることの確認を確実に行うよう平成30年9月から実施している成立性確認訓練のオリエンテーションにおいて周知していること及び「中間受槽から1号（2号）復水タンクへの給水手順書」を平成30年3月8日に改正し、作業実施者が、仮設水位計に浮玉が入っていることを作業終了前に確認することを追記したことを確認した。<br>また、仮設水位計を運搬する際、仮設水位計の中に入っている浮玉が抜け出ないようにホースの先端部を改造したことを確認した。 |

# 平成29年度　第3四半期　指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：九州電力（株）川内原子力発電所

作成責任者：統括原子力運転検査官　川ノ上　浩文

| 番号 | 指摘日 | 事務所<br>担当者 | 事業者<br>対応者 | 指摘（要旨） | 事業者<br>回答日 | 事業者の処置状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 | 平成29年12月1日 | 森園<br>小林<br>佐々木<br>米丸 | 原子力訓練センター所長 | 【現場シーケンス訓練Ⅱ（雰囲気圧力・温度による静的負荷）】<br>　海水ストレーナ上蓋取替え作業（モックアップ）において、海水ストレーナのパッキン・エレメントの状態確認を十分に行わず作業を終了していたことを気付き事項として指摘した。 | 平成29年12月5日 | 【事業者の見解】<br>　今後、訓練関係者に対してパッキン・エレメントの状態確認を確実に行うよう周知するとともに、「移動式大容量ポンプ車による海水通水手順書」を改正し、作業実施者が、パッキン・エレメントの状態確認が完了していることを上蓋取り付け前に確認することを追記する。<br>　また、モックアップ用の海水ストレーナにエレメントの模型を装着し、エレメントの状態確認を確実に行えるようにするとともに、パッキンの劣化に備え、予備品を準備する。 |
| | | | | | 平成30年9月28日 | 【改善措置状況の確認】<br>　訓練関係者に対してパッキン・エレメントの状態確認を確実に行うよう平成30年9月から実施している成立性確認訓練のオリエンテーションにおいて周知していること及び「移動式大容量ポンプ車による海水通水手順書」を平成30年3月20日に改正し、作業実施者が、パッキン・エレメントの状態確認が完了していることを上蓋取り付け前に確認することを追記したことを確認した。<br>　また、モックアップ用の海水ストレーナにエレメントの模型を装着し、エレメントの状態確認を確実に行えるようにするとともに、パッキンの劣化に備え、予備品を準備したことを確認した。 |